

センター設立 15 周年記念企画「おかげさまで 15 周年。さらなる飛躍に向けて」

「センター友の会」会員募集キャンペーン

◎キャンペーン期間 : 平成 27 年 3 月 2 日 (月) ~平成 27 年 5 月 29 日 (金) まで

“今、入会いただくと、

① “ポイントカードサービス”で、5ポイント進呈 !!

(キャンペーン期間中に限り、会員に5ポイント進呈)

窓口にて、新しいポイントカード発行時(4月1日~)に進呈します。

② 建築行政情報センターの

確認申請プログラムソフト「申フロ」を無料で進呈

(先着申込順にて進呈。入会申込書と併せて誓約書の提出をお願いします。その場でお渡しします。数に限りがありますので、1事業者1つとさせていただきます。お早めにお申込みください。)

今すぐ、センターまでお申込みください。

「滋賀県建築住宅センター友の会」への入会のご案内

「センター友の会」は、一般財団法人滋賀県建築住宅センターが、「センター友の会」会員の皆様に建築・住宅関連業務に必要とされる専門的な情報やサービス等を提供するとともに、会員からのご意見・ご要望等に応える仕組みをつくることにより、会員並びに地域の皆様の住まい・まちづくりに貢献することを目的に、15周年を記念して設立したものです。

多くの皆様のご加入をお待ちしております。

【加入の要件】

会員は、「センター友の会」の目的に賛同する次に掲げる方とします。

- (1) センターが実施する業務を利用していただく建築・住宅関係の法人又は個人の方
- (2) センターが実施する業務に関係する法人又は個人の方
- (3) センターが実施する業務に関心のある法人又は個人の方

【会費等】

「センター友の会」への入会費及び年会費は、無料となります。

【提供するサービス】

センターは会員に対して、次のサービスを提供します。

- (1) Eメールにて法改正情報等実務に役立つ最新情報や、センターが主催、共催する研修会等を優先してご案内します。
- (2) センターの業務に対する各種相談、ご意見、ご要望をお受けするお問合せ窓口をメールフォームにて設置します。
- (3) 建築確認申請書の作成を、センター指定の「NICE 確認検査受付システム」で行うサービスが受けられます。申請書作成の手間が省けるとともに、申請データ(入力データ)をセンターに送信すればポイントの付与があります。
注) 本サービスは、準備が整いしだいに開始予定です。今しばらくお待ち願います。
- (4) 建築基準法の間接検査、完了検査の検査予約サービスが受けられます。
- (5) 明日の検査日程・時刻がホームページで確認できます。
- (6) ポイントカードサービスが受けられます。

(平成 27 年 4 月 1 日よりポイントカードサービスは「センター友の会」会員限定として新たなポイントカードになります。詳しくは、裏面をご覧ください。)

※各サービスの詳しいご案内は、平成 27 年 4 月 1 日以降のセンターホームページをご覧ください。(センターのホームページは、4 月 1 日から新しく生まれ変わります。)

【入会手続き】

「センター友の会」への入会を希望される方は、別添の「入会申込書」をセンター各事務所店頭窓口へ提出されるか、FAX または PDF 化したものをメールにて送信願います。

※FAX での提出 FAX 番号 : 077-569-6561

※メールでの提出 E-mail : tomo@zai-skj.or.jp

※平成 27 年 4 月 1 日以降（ホームページリニューアル後）は、メールフォームでの入会手続きができます。詳しくは、平成 27 年 4 月 1 日以降のセンターホームページをご覧ください。

※入会手続き完了のお知らせは、会員番号とパスワードを付与し、申し込みいただいたユーザー ID と共にメール送信にてお知らせします。

ホームページがリニューアルされてからとなりますので、今しばらくお待ち願います。

【入会申込み・お問い合わせ先】

(一財) 滋賀県建築住宅センター

〒525-0050 滋賀県草津市南草津三丁目 12 番地 6

TEL. 077-569-6501

FAX. 077-569-6561

E-mail : tomo@zai-skj.or.jp

※ポイントカードサービスについて

入会手続き完了後、窓口にて会員番号をお知らせ下さい。その場で新しいポイントカードを発行させていただきます。

●ポイントカードサービス

センターに次の申請をされる毎にポイントが付与され、溜まったポイントはギフト券に還元します。建築確認、中間検査、完了検査及び適合証明、性能評価や長期優良住宅の技術的審査、低炭素建築物の技術的審査、住宅性能証明、すまい給付金の新築対象住宅証明、省エネポイント対象住宅証明の申請のあった申請者（代理者）にポイントが付与。さらに、確認申請時にメディア申請（申プロ、NICE システムでの申請書作成）の入力データを併せて提出いただいた場合は、さらにポイントを加算。また、建築確認申請で指摘事項なしで確認済証の交付を受けた場合にもポイント加算させていただきます。

<ポイントについて>

- ・各申請 1 件につき、1 ポイントを進呈します。（カードにスタンプ押印）
- ・建築確認申請が申プロによるメディア申請利用の場合、さらに 2 ポイント加算します。ただし、提出データがエラーなく読み取れた場合に限りです。
（当センター指定の NICE システムでのメディア申請の場合は、3 ポイント加算）
- ・建築確認申請で指摘事項なしで確認済証の交付を受けた場合は、2 ポイント加算します。
- ・2.5 ポイントで還元（5,000 円相当のギフト券と交換）いたします。

◎ポイントカードのご利用にあたっての留意事項

- ◆本カードの利用について、「SKJポイントカード利用規定」を別に定めます。
- ◆本カードは会員ご本人のみが利用でき、第三者へ貸与、譲渡することはできません。
- ◆2枚以上のポイントカードのポイント数を合算して還元を受けることはできません。
- ◆カードの紛失、盗難等については速やかにご連絡ください。
なお、紛失、盗難等の場合、累計ポイントは無効となります。

注) 新たなポイントカードの発行に伴い、今までのポイントカード（旧ポイントカード）の取扱いは、次のとおりとなります。

《旧ポイントカードの取扱い》

■入会を希望される場合は、「センター友の会」入会手続きの後、窓口にて新たなポイントカードに更新させていただきます。その場合、旧ポイントカードのポイントを引き継ぐものとし、旧ポイントカードは、新たなポイントカード発行時に回収させていただきます。（キャンペーン期間中は、5ポイントの付与があります。）

■「センター友の会」に入会を希望されない場合は、旧ポイントカードはその後有効とし、満了（ポイント数 25）の時点で還元させていただきます。ただし、その後のポイントカードは発行できません。